

議員提出議案第2号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和元年6月 日

提出者 塩見牧子

賛成者 加藤裕美

〃 中尾節子

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認めるべきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らかになった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも満たない。

1996年2月26日、法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正案を答申してから23年が経過した。また、2015年12月16日、最高裁判所は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「夫婦同姓規定には合理性があり合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と、制度の検討を国会に委ねたが、議論が進まないまま今日に至る。

現行制度では、改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続、望まない改姓による苦痛のほか、改姓による家系やキャリアの分断、それを回避したときの非婚化及び少子化、事実婚を選択した時の子どもの戸籍や親権の問題、など様々な問題が生じている。また、法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分けは、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。

2018年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁した。世論の強い要望があり、世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でも我が国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていない状

況を鑑み、適切な法的選択肢を用意することは国の責務である。

よって、国に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

生 駒 市 議 会